

三芳町規程第9号

三芳町マスコットキャラクター「みらいくん及びのぞみちゃん」着ぐるみ使用規程
(趣旨)

第1条 この規程は、三芳町マスコットキャラクター「みらいくん及びのぞみちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 着ぐるみを使用する者は(営利を目的として使用する場合を除く。)、あらかじめ着ぐるみ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 三芳町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 三芳町の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ使用承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 着ぐるみを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第6条 町長は、着ぐるみの使用がこの規程及び承認された内容に違反していると認められるときは、当該着ぐるみの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、着ぐるみ使用承認取消書（様式第3号）をもって行うものとする。

（原状復帰）

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

（町の責任）

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。